北上市告示甲第68号

北上市建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に作成されている建設関連業務入札参加資格者台帳は、この告示の規定により作成された建設関連業務入札参加資格者台帳とみなす。

令和6年12月23日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱

(趣旨)

第1 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第6項及び地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11の規定に基 づき、建設関連業務の委託契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資 格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) 建設関連業務 測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
  - (2) 測量業務 測量法 (昭和24年法律第188号) に規定する測量業務をいう。
  - (3) 建築関係コンサルタント業務 建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築 に関する工事についての調査、企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。
  - (4) 土木関係コンサルタント業務 土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事についての調査、企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。
  - (5) 地質調査業務 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、建築若しくは土木に関する工事の設計若しくは監理又は 建築若しくは土木に関する工事についての調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供を行う業務及びこれに付随する業務をいう。
  - (6) 補償関係コンサルタント業務 公共事業に必要な土地等の取得若しくは収用、これに伴う損失の補償を行う業務又はこれらに関連する業務をいう。

(指名競争入札の参加者の資格)

第3 建設関連業務に係る指名競争入札に参加することができる者は、次のいずれに も該当する者とする。

- (1) 営業又は事業に関し必要とされる法令上の許可、登録、資格等がある場合にあっては、当該許可、登録、資格等を有するものであること。
- (2) 市長が別に定める業務実績を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に 参加できないものとする。
- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該 当する者
- (2) 第11第1項の規定により指名の停止を受けた者で、その処分の期間を経過しないもの

(申請書の提出)

- 第4 第3に規定する者で指名競争入札に参加しようとするもの(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、北上市競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定により市長が定める提出の期間 にかかわらず、申請書を提出することができる。
- (1) 第8に規定する建設関連業務入札参加資格者台帳(以下この項において「台帳」 という。)に登載されていた者から、営業用資産及び事業用資産を承継して創業 した者
- (2) 台帳に登載されていた者(個人事業主に限る。)が、当該台帳に登載される際に所有していた営業用資産及び事業用資産をもって設立した法人
- (3) 台帳に登載されていた法人が、他の法人と合併(当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。)して設立した法人
- (4) 営業又は事業に関し必要とされる法令上の許可、登録、資格等を失ったことで 第10の規定により台帳への登載を取り消された者であって、新たにこれらを有す ることとなったもの

(変更の届出)

- 第5 申請者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届出なければ ならない。
  - (1) 所在地を変更したとき。
  - (2) 商号、名称、代表者又は連絡先を変更したとき。
  - (3) 営業又は事業に関し法令上の許可、登録等の更新、変更、取得又は廃止をしたとき。

(資格者の認定)

第6 市長は、第4の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 適正と認めたときは、建設関連業務に係る指名競争入札参加資格を有する者(以下 「資格者」という。)と認定するものとする。 (業務区分及び等級別格付)

- 第7 市長は、資格者について、北上市営建設工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)に諮問のうえ、第2第2号から第6号までに規定する建設関連業務の種類(以下「業務区分」という。)を決定し、市長が定める業務区分にあっては、等級別の格付を行うものとする。
- 2 前項の等級別の格付は、市長が別に定める事項について審査のうえ行うものとする。

(台帳の作成及び通知)

- 第8 市長は、第7の規定により業務区分の決定及び等級別の格付を行ったときは、 建設関連業務入札参加資格者台帳(以下「台帳」という。)を作成して資格者の登 載を行うものとする。
- 2 台帳は、市内に営業所を有する者と有しない者にそれぞれ区分して作成するものとし、市内に営業所を有する者については、台帳に登載した結果を通知する。

(台帳の有効期間)

- 第9 台帳の有効期間は、令和7年度から起算して2会計年度毎に区分した当該2会 計年度限りとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2会計年度経過後翌2会計年度に係る台帳が作成されるまでの間は、当該2会計年度の台帳をもってこれに代えるものとする。

(登載の取消し)

- 第10 第8の規定により台帳に登載になった資格者が、政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当したときは、台帳への登載を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により台帳への登載を取り消したときは、直ちに、当該資格 者に通知するものとする。

(指名の停止)

- 第11 市長は、資格者が政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4 第2項各号のいずれかに該当する場合においては、委員会に諮問のうえ競争入札に 参加させないことを決定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により資格者の指名を停止したときは、直ちに、当該資格者 に通知するものとする。

(業務区分及び等級別の発注標準委託金額)

第12 市長は、委員会に諮問のうえ、業務区分ごとに等級別の標準となる発注委託金額を決定するものとする。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。